○○○○○組合農業機械管理運営規程（ひな形）

（目的）

第１条　この規程は、山ノ内町農業機械等導入支援事業により、令和〇〇年度に導入した〇〇〇〇〇（以下「機械」という。）を適切に管理運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

　（管理責任者及び保管場所）

第２条　機械の管理責任者は、当該○○○○○組合長とし、保管場所は、組合長宅とする。

　（利用者の範囲）

第３条　機械の使用できる者は、当該○○○○○組合の組合員とする。ただし、組合員の利用に支障のない範囲において管理責任者が適当と認めた場合はこの限りではない。

　（利用方法）

第４条　機械を利用しようとする者は、事前に管理責任者に申し出し、その承認を受けなければならない。

　（利用料）

第５条　機械の利用料は、機械の維持管理に必要な経費を限度とし、別に定める額を徴収するものとする。

２　利用者は、前項に係る利用料の納入方法については、管理責任者の指示に従わなければならない。

　（機械の保全）

第６条　管理責任者は、機械について常に点検整備を行い、利用に支障がないよう適切な保全管理運営をしなければならない。

２　利用者は、機械を滅失又はき損したときは、直ちにその顛末を管理責任者に報告するとともに、本人の負担においてこれを修理し又は損害を補償しなければならない。ただし、利用者の責に帰すべき事由によらないときはこの限りでない。

（帳簿等）

第７条　管理責任者は、財産台帳のほか必要な諸帳簿（使用日誌、利用料徴収簿等）を備えるものとする。

　（総会）

第８条　組合は、年１回総会を開き、機械の共同利用に係る収支決算状況等について、組合員の承認を得なければならない。

　（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項については、組合会議で協議のうえ別に定めるものとする。

附　則

この規程は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。